Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします

２０２２年
６月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
６月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

- 住民税特別徴収税額新年度分へ変更
- 労働保険料の年度更新
  （概算・確定保険料の申告納付 6/1 ～ 7/11）
- 算定基礎届の提出　7/1 ～ 7/11
  （組合健保の場合は、別途指定日がある場合もあります）

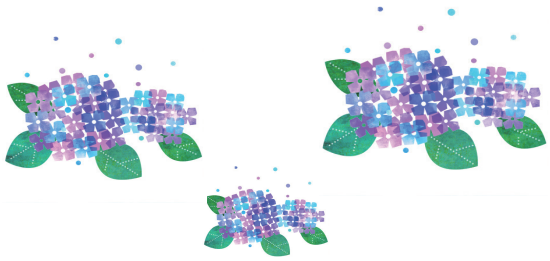

会計・税務

6/10（金）	５月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
6/30（木）	４月決算法人の確定申告の期限 ＜法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・法人事業所税・法人住民税＞
	10 月決算法人の中間申告の期限 ＜法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
	固定資産税・都市計画税の第１期分の納付 （東京 23 区の場合）
7/11（月）	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 （1 月～６月分）
	６月分の源泉所得税・住民税・特別徴収税額の納付期限

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、
その翌日が期限となります

※ご注意※
このスケジュールやトピックスは全てのお客さまを対象としたものです。それぞれのお客さまには該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

**一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。**

pragma WEB

法律改正により パート・アルバイトの 社会保険の加入条件が変わります。

対象となる企業

現在	2022年10月～	2024年10月～
従業員数501人以上の企業	従業員数101人以上の企業	従業員数51人以上の企業

従業員数は以下の A ＋ B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A		B
フルタイムの従業員数	＋	週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

新たな加入対象者

新たな加入対象者は、
右の全てにチェックが入った
パート・アルバイトの方です。

- check ☐ 週の所定労働時間が20時間以上
- check ☐ 月額賃金が8.8万円以上
- check ☐ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- check ☐ 学生ではない

社内準備のステップは４つ！

①加入対象者の把握	②社内周知	③従業員とのコミュニケーション	④書類の作成・届出（オンライン）
まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。	社内の加入対象者に周知しましょう。	必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。	厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。

◤社会保険適用拡大特設サイト◢
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/